

## いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

#### 1 いじめ防止基本方針策定の意義

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では、学校や家庭、地域が連携し、いじめの問題克服に向けて取り組むために、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「石垣第二中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

#### 2 いじめ防止のための対策における基本的な考え方

##### （1）いじめの定義

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

##### （2）基本理念

いじめとは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、絶対に許されない行為である。このことを踏まえ本校では、校長のリーダーシップの下、全職員が一丸となり、いじめ防止や早期発見などを組織的に対応していく。加えて、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、その他の関係者、関係機関と協力し、いじめ問題の克服を目指し連携して推進していく。

##### （3）いじめの判断

個々の行為が「いじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けたとする生徒の立場」に立ち、判断する必要がある。

##### （4）具体的ないじめの態様の例

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・身体や動作について不快なことを言われる。
  - ・存在を否定される。
  - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。 など

- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ・特定の生徒が来ると、みんながその場から離れていく。 ・故意に席を離される。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・遊びの中で殴る蹴るやプロレス技をかけられたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・繰り返し殴る蹴るの暴行を受ける。
- ⑤金品をたかられる。
  - ・脅されてお金や持ち物（スマホやゲーム機など）を盗られる。
- ⑥持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・筆箱などの文具を隠される。 ・靴などを隠される。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・万引きやカツアゲの強要。 ・海への飛び込みなどをさせられる。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - ・SNSやブログ等に許可なく写真を掲載される。
  - ・恥ずかしい情報や知られたくない情報を載せられる。 ・いたずらメールなどを送られる。
- ⑨性的いたずらをされる。
  - ・同意のなくキスされる。 ・身体（胸や性器など）を触られたり、裸にされる。

## 2 本校のいじめの実態と課題について

### (1) 本校の実態

- ・スマートフォンの普及に伴い、LINE等で不適切な書き込みが発生している。
- ・冷やかしからかい等、相手が嫌がることを言うなど、言葉遣いが適切でない。
- ・グループでの行動が顕著で、些細な行き違いから仲間はずれが起こっている。

### (2) 本校の課題

- ・携帯電話を介したトラブルが発生しており、ネットモラルに関する指導の充実。
- ・言語によるトラブルが多いため、言語環境に留意した教育活動に努める。
- ・周囲の意見や行動に流されやすく、善悪の判断など規範意識を高める取り組みが必要。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容

### 1 いじめ防止のための施策

#### いじめ防止の組織

- ・生徒支援部会（毎週1回火曜日）に情報共有の場を設ける。
  - ※構成員…校長、教頭、各学年生徒指導、教育相談 Co、養護教諭、SLS
- ・必要に応じて「ケース会議」「いじめ対策委員会」を開催する。
  - ※構成員…校長、教頭、教務、生徒指導主事、教育相談 Co、養護教諭、学級担任

### 2 いじめの防止（未然防止）のための取り組み

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「いじめはしない・させない・見逃さない」態度を育てるよう努める。
- ・道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、生徒の社会性を育み、自分の大切さとともに他者の大切さを認める態度を育てるよう努める。

る。

- ・一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを推進する。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己存在感を高め、共感的人間関係の構築に努める。
- ・いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、いじめの未然防止に取り組む。

### 3 いじめの早期発見のための取り組み

- ・教育相談週間の実施
- ・三者面談（行事や必要に応じて実施）
- ・アンケートの実施
- ・相談窓口の周知（校内の相談窓口の周知や外部相談機関の周知）

### 4 いじめが起きたときの対応

#### 【いじめの前兆が見られた場合の対応】

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、些細な兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、校内の「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ・速やかにいじめの事実を確認し、結果についていじめられた生徒といじめた生徒それぞれの保護者に連絡する。また、速やかに石垣市教育委員会に報告する。
- ・触法行為を伴う場合は、八重山警察署や中央児童相談所八重山分室等と連携して対応する。

#### 【被害者への対応】

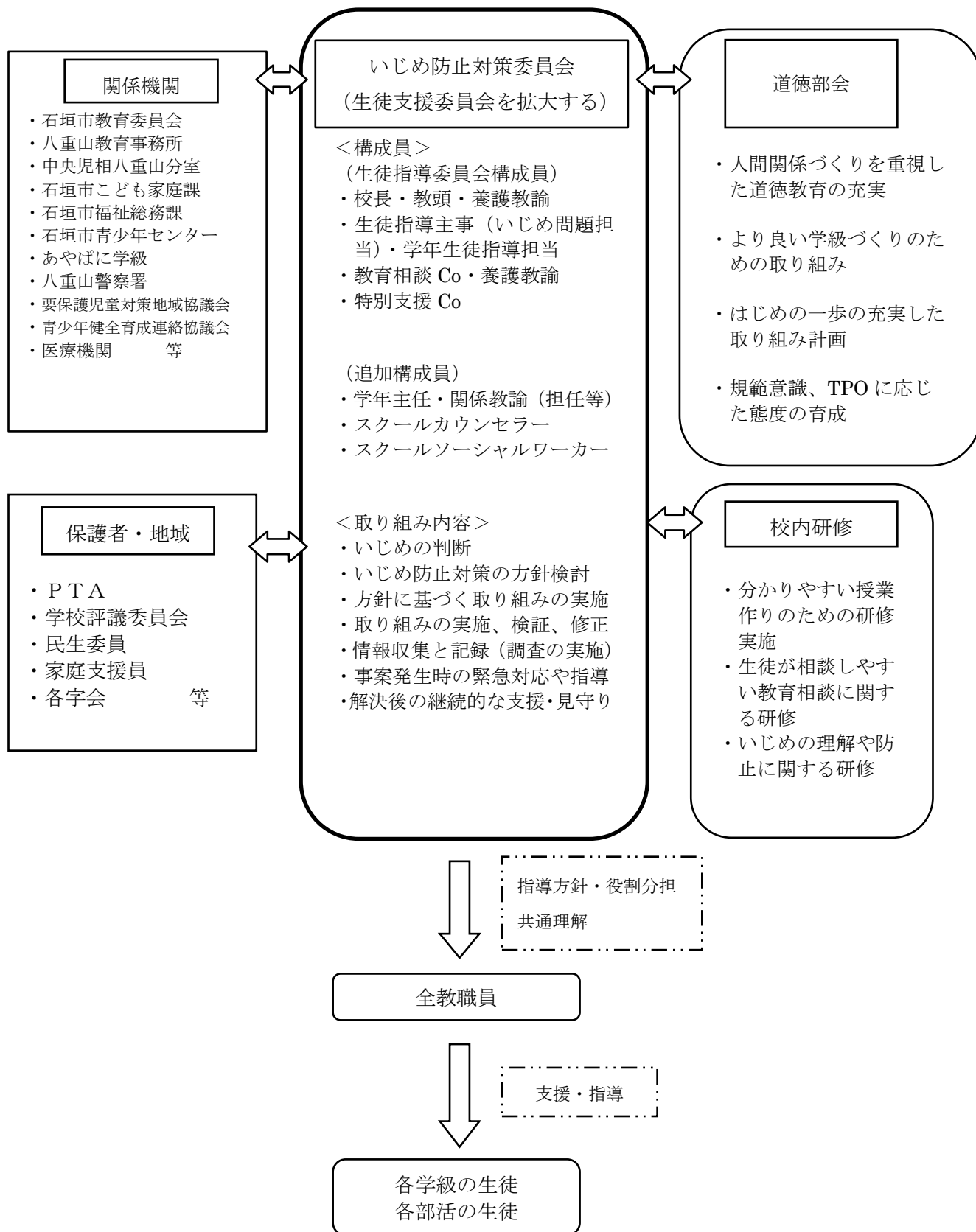
- ・徹底して生徒を守ることや秘密を守ることがを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・必要に応じていじめた生徒を別室で指導することで、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられるようにする。
- ・状況に応じて心理や福祉等の専門家をはじめ、外部の関係機関の協力を得て取り組む。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの生徒との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、状態が安定しても見守り続ける。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続する。

#### 【加害者・傍観者への対応や支援】

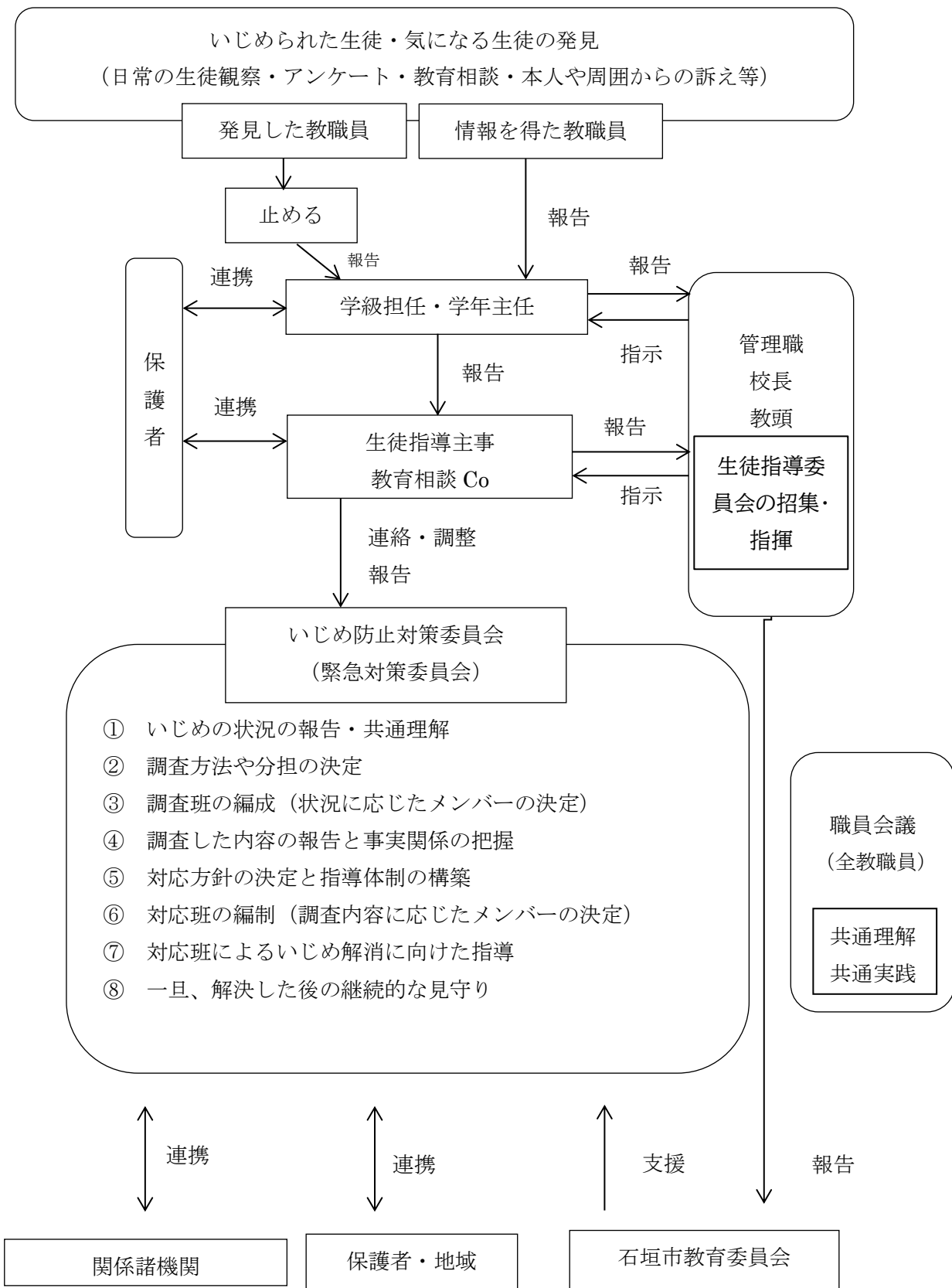
- ・複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉の専門家をはじめ、外部機関の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
- ・いじめた生徒へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- ・いじめの背景にも目を向け、いじめた生徒及び家族のプライバシーには十分に留意して対応する。

- ・警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に行い、いじめた生徒の健全な成長を促すことを目的とする。
- ・いじめが起きた集団に属する生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中でいじめに同調していた生徒に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。

## 5 石垣第二中学校いじめ防止対策委員会組織図



## 6 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



## 7 重大事態への対応について

### (1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」  
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
  - ② 「相当の期間学校を欠席することを與儀なくされている疑いがあると認めるとき」  
(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

### (2) 重大事態の対応についての留意事項

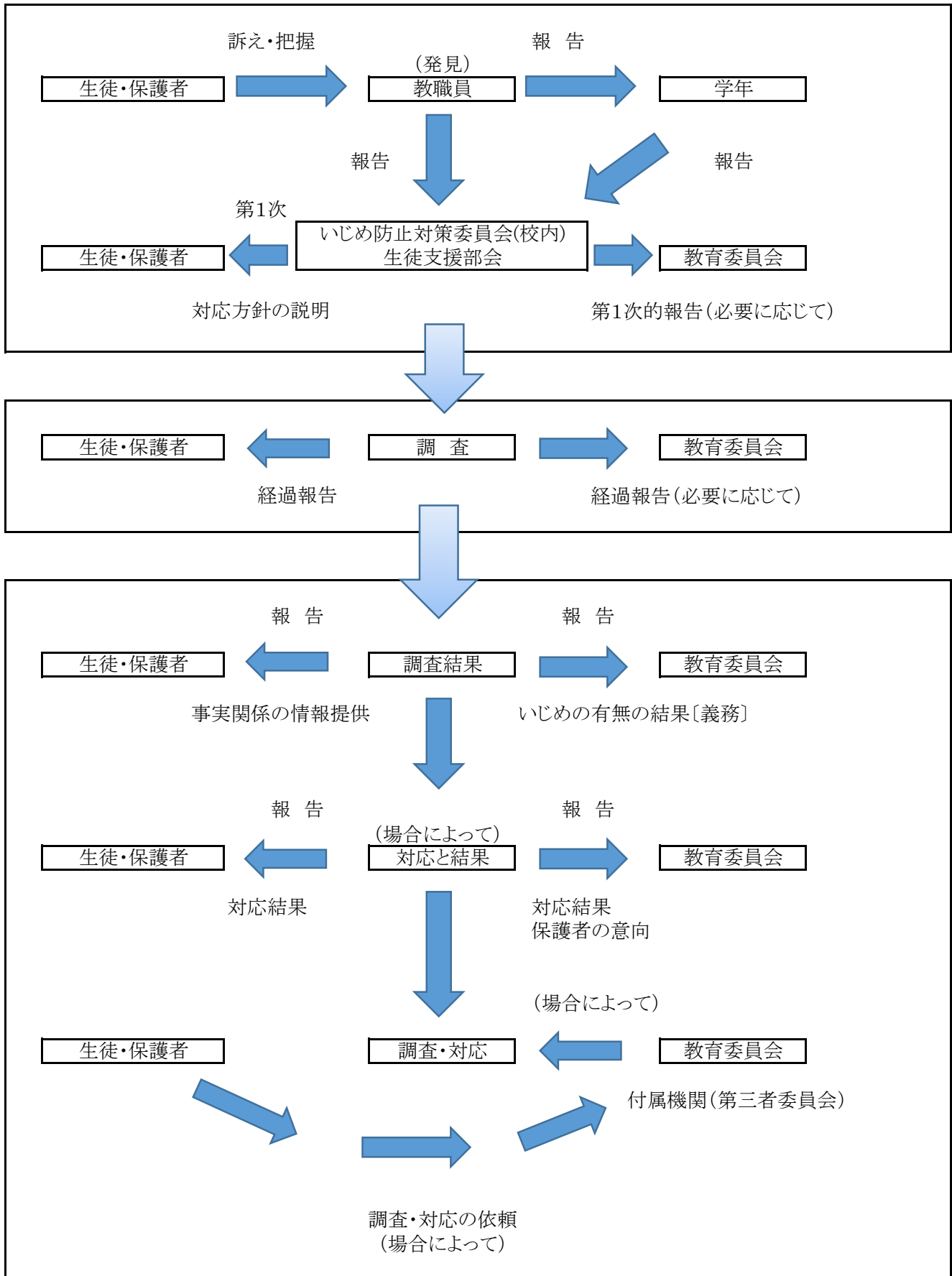
- ①速やかに石垣市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
  
- ②学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断します。当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
  
- ③事案によってはマスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

いじめ問題への取り組みの年間指導計画（石垣第二中学校）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
校内委員会等	・PTA総会及び学級懇談会での保護者への啓発（資料等）												
	事案発生時、緊急対策委員会の実施												
	いじめ防止対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通確認			いじめ防止対策委員会実施② ・情報共有 ・2, 3学期の指導計画の確認 ※職員会議で共通確認						いじめ防止対策委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し ※職員会議で共通確認			
	職員会議	いじめ問題に関する職員研修会①											
未然防止への取り組み	学級・学年づくり 人間関係づくり	「平和月間」 ・平和教育特設授業の実施 ・平和集会等	学級・学年づくり 人間関係づくり	学級・学年づくり 人間関係づくり	学級・学年づくり 人間関係づくり	学級・学年づくり 人間関係づくり	学級・学年づくり 人間関係づくり	学級・学年づくり 人間関係づくり	学級・学年づくり 人間関係づくり	学級・学年づくり 人間関係づくり	学級・学年づくり 人間関係づくり	学級・学年づくり 人間関係づくり	学級・学年づくり 人間関係づくり
	【はじめの一步】 ・学級、学年、学校のルール確認 ・仲間づくり ・部活動結成集会 等	教育講演会	人権作文 入賞作品 紹介	人権作文 入賞作品 紹介	人権作文 入賞作品 紹介	人権作文 入賞作品 紹介	人権作文 入賞作品 紹介	人権作文 入賞作品 紹介	人権作文 入賞作品 紹介	人権作文 入賞作品 紹介	人権作文 入賞作品 紹介	人権作文 入賞作品 紹介	人権作文 入賞作品 紹介
	いじめ防止対策 確認 ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通確認	人権担当による「人権週間」の取り組み											
	次年度の道徳、特別活動の計画に生かす取組												
早期発見への取り組み	アンケート *毎月月末	アンケート *毎月月末	アンケート *毎月月末	アンケート *毎月月末	アンケート *毎月月末	アンケート *毎月月末	アンケート *毎月月末	アンケート *毎月月末	アンケート *毎月月末	アンケート *毎月月末	アンケート *毎月月末	アンケート *毎月月末	
	教育相談週間 *全生徒対象	教育相談週間	教育相談週間	教育相談週間	教育相談週間	教育相談週間	教育相談週間	教育相談週間	教育相談週間	教育相談週間	教育相談週間	教育相談週間	
	保護者学校評価アンケート 教育相談週間												

「いじめ防止対策推進法第23条 いじめに対する措置」

【いじめ発生時の通常対応等のフロー図】



## 「いじめ防止対策推進法第28条 重大事態への対処」

【重大事態対応のフロー図:学校対応、または、委員会对応の場合】

学 校

重大事態の発生

### 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



学校設置者 (市町村教育委員会)

※市町村教育委員会が重大事態の調査の主体を判断  
\*学校設置者か学校か



### \*設置者が調査主体の場合

(設置者の動きの流れ)

- ①調査組織の設置
- ②調査の実施  
(事実関係を明確にするため)
- ③情報提供  
(いじめ被害生徒・保護者)
- ④調査結果の報告  
(地方公共団体の長等)
- ⑤調査結果を踏まえた適切な措置

※常にプライバシーに配慮

### \*学校が調査主体の場合

(学校の動きの流れ)

- ①調査組織の設置
- ②調査の実施  
(事実関係を明確にするため)
- ③情報提供  
(いじめ被害生徒・保護者)
- ④調査結果の報告  
(学校の設置者)
- ⑤調査結果を踏まえた適切な措置

※常にプライバシーに配慮

「いじめ防止対策推進法第28条 重大事態への対処」

【重大事態発生の事案対処等のフロー図】

